

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表する。

令和元年11月22日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

1. 監査対象 教育総務課の令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 令和元年10月9日から令和元年10月23日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
1. 学校施設の使用料の収納事務に関し、関係法令等に基づき、調定の時期、会計年度区分について適正な事務処理に努めること。また、使用料の速やかな収納と現金受払簿の適正な整備に努めること。	1. 学校施設の使用料の収納事務に関し、関係法令に基づき、調定日は許可及び減免決定後で現金受け取り前の月日とし、会計年度区分についても、許可及び現金受け取り、調定日は同一年度とするなど適正な事務処理に努めます。また、使用料も原則翌日まで収納することとし、現金は可能な限り保管しないようにします。現金受払簿は記載内容を確認し、記載もれ等ないよう適正な整備に努めます。